

議案第百三十一号

港区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する

条例

右の議案を提出する。

令和七年十一月二十七日

提出者 港区長 清 家 愛

港区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する

条例

第一条 港区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十九年港区条例

第四十三号）の一部を次のように改正する。

第五条中「百分の百七・五」を「百分の百十」に、「百分の百」を「百分の百二・五」に、「百分の百三十五」を「百分の百三十七・五」に、「百分の九十二・五」を「百分の九十五」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第四条関係）

特定任期付職員給料表

号 給	給料月額
一	四〇八、〇〇〇円
二	四五一、〇〇〇円
三	五〇三、〇〇〇円
四	五六六、〇〇〇円
五	六三九、〇〇〇円
六	七二五、〇〇〇円
七	八二一、〇〇〇円

第二条 港区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条中「百分の百十」を「百分の百八・七五」に、「百分の百二・五」を「百分の百一・二五」に、「百分の百三十七・五」を「百分の百三十六・二五」に、「百分の九十五」を

「百分の九十三・七五」に改める。

付 則

（施行期日等）

1 この条例中第一条及び次項から付則第四項までの規定は公布の日から、第二条の規定は令和八年四月一日から施行する。

2 第一条の規定（第五条の改正規定を除く。）による改正後の港区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定は、令和七年四月一日から適用する。

3 第一条の規定（第五条の改正規定に限る。）による改正後の港区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定は、令和七年十二月一日から適用する。

（委任）

4 この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会が定める。

（説明）

特定任期付職員の給与を改定するため、本案を提出いたします。